

平成29年度高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業募集要項

1 事業の目的

多様な経験や資格・能力を持った高齢者を構成員とし、地域社会の様々なニーズを満たすサービスを有償で提供するコミュニティ・ビジネスを新たに起こそうとする者を支援することにより、県民の様々な活動分野における高齢者コミュニティ・ビジネスの活性化を促進することを目的とします。

2 高齢者コミュニティ・ビジネスの定義

ここでいう高齢者コミュニティ・ビジネスとは、多様な経験や資格・能力を持った高齢者の生きがいある新しい働く場づくりをめざして、県民一人ひとりが社会の担い手として参画し、自立したライフスタイルづくりをめざす取り組みの一つとして、地域課題の解決に自分たちで取り組み、対価を得ることでビジネスとして継続させていく事業のことです。

3 事業内容について

新たに高齢者コミュニティ・ビジネスを始めようとしている団体のうち、審査会において選定された団体に対し、立ち上がりに必要な初期経費の一部を補助します。

<補助の内容>

対象事業	①地域課題の解決、地域貢献を目的とし、地域と連携した事業であること ②ビジネスとして継続的に実施される事業であること ③構成員が3人以上(役員、会員、社員、被雇用者等) ④構成員として55歳以上の者が役員であれば1人以上、会員、社員、被雇用者等であれば2人以上いること ※被雇用者は申請時点ですでに雇用されている者を指します。 ⑤必要に応じて高齢者の就業に配慮した勤務条件・労働環境を整備していること ※市町等から介護保険制度や障害者総合支援制度における給付費等の支給がある事業(または部分)は対象外です。
補助期間	1年(平成29年4月1日～平成30年3月31日)
補助率	補助対象経費の2分の1以内
補助額	100万円以内
補助予定団体数	30団体程度

<補助対象経費の内訳>

補助の対象となるのは、事業の立ち上がりが必要と認められる次の経費で、補助期間中(平成29年4月1日から平成30年3月31日)に支出し、かつその目的である物品の引渡しや役務の提供が完了したものと、それ以外の費用は補助金の支給対象とはなりません。また、実施内容等により、事業の全部又は一部が補助の対象外となることがあります。

経費区分	内 容
事務所開設費	事務所開設に係る工事費等(賃料・敷金・礼金等は含まない)
初度備品費等	①調理器具、福祉器具等、事業の実施に不可欠な備品の購入・リース料 ②広告宣伝費等 ※ <u>事務所用のエアコン、応接セット、一般事務機器・備品等は対象外</u>
人件費	①事業の立ち上げに必要な経営コンサルタント等相談費 ②55歳以上の雇用者(役員等も可)の賃金・交通費等(補助上限50万円)

※ 上記以外の費用(55歳未満の雇用者賃金・旅費、事務所賃料・敷金・礼金等、光熱水費、電話代、消耗品など事業実施にあたって恒常的に必要となる運営経費等)は補助対象とはなりません。

※ 消費税、振込手数料、送料などの各種手数料は補助対象となりません。

※ 備品等の購入の際に、ポイントによるお支払いをした場合は、購入代金の値引きに該当するため、ポイント利用分は補助対象となりませんのでご注意ください。

4 応募について

<p>応募資格</p>	<p>兵庫県内に活動拠点をおき、兵庫県内を活動領域として新たに高齢者コミュニティ・ビジネスを始めようとしている団体(任意のグループ、特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社等)が対象です。</p> <p>※ 個人(1人)での活動、ボランティア活動、宗教活動、政治活動は助成対象外です。</p> <p>※ 既に事業を行っている団体であっても、高齢者コミュニティ・ビジネスとして新たな展開や事業の拡大を行う場合には、応募することができます。</p> <p>※ 既に当事業による補助を受けた団体、高齢者生活支援ビジネス離陸応援事業による補助を受けた団体、及び、平成11年以降にコミュニティ・ビジネス離陸応援事業による補助を受けた団体は応募できません。</p>
<p>提出書類</p>	<p>【資料1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」事業計画認定申請書(様式1) ・ 高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業計画書(様式2) ・ 補助金所要額調書(様式3) <p>※ 各項目には指定された必要事項を必ず記載してください。記載漏れ等提出書類に不備がある場合は、審査の対象から外す場合があります。</p> <p>※ 両面印刷とし、頁数を変更させないこと。</p> <p>【資料2】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法人登記簿謄本(任意団体の場合は代表者の住民票) ② 定款もしくは団体の規約 ③ 構成員名簿(構成員1人以上または2人以上が55歳以上であることを証する書類を添付) ④ 事業を実施する箇所の概要資料(現況写真・図面等) <p>【資料3】</p> <p>その他、事業内容等について補足資料を添付する場合はA4版5枚まで。</p>
<p>提出方法等</p>	<p>【応募締切】</p> <p>平成29年5月31日(水)(郵送可。当日必着。)</p> <p>※ 平成29年4月1日から随時受付しています。</p> <p>受付時間:9:30~12:00及び13:00~16:30(土、日、祝日を除く)</p> <p>【提出先】</p> <p>〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県産業労働部政策労働局しごと支援課</p> <p>【提出部数】</p> <p><u>正本1部 副本8部</u></p> <p>※ 申請書類は、A4版に統一してください。</p> <p>※ 添付書類については原本を正本に添え、副本については写しでも結構です。</p> <p>※ 提出いただいた書類は返却しません。</p>

5 審査方法等について

<p>審査方法等</p>	<p>【審査方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提出書類をもとに書面審査を行い、書面審査通過団体を対象に、後日、ヒアリング審査会において内容を審査します。 ・ ヒアリング審査会では、応募団体によるプレゼンテーション及び審査委員との質疑応答により評価を行い、その結果に基づいて補助団体を決定します。 <p>※一次審査の結果及びヒアリング審査の詳細については別途通知します。</p> <p>【審査基準】</p> <p>「地域社会への貢献度」「高齢者の就業機会の拡大効果」「安定的・継続的経営」「創造性・先駆性」等の観点から、総合的な評価を行います。</p> <p>【ヒアリング審査当日の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリング審査会は、構成員の高齢者1人以上を含む3人以上で参加すること。 ・ 当日配布資料がある場合は、応募団体で9部用意すること。 <p>なお、当日配布資料は最小限にとどめること。</p>
--------------	--

6 その他の事項について

<p>補助金交付の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助団体は、兵庫県が別途定める様式に従って、補助金交付申請書及び事業計画書を提出していただきます。 ・ 補助団体には、補助期間終了後、兵庫県が別途定める様式に従って、速やかに実績報告書を提出していただきます。 ・ 実績報告書提出後、証拠書類、現物等の確認を行います。 <p>※ 補助期間中に納品された備品等について実績報告書提出前に現物確認を行うことがあります。</p> <p>※ 領収書等の証拠書類が確認できない場合、支出内容と事業の関連性が確認できない場合は補助対象となりませんのでご注意ください。</p> <p>特に、領収書については、あて名(当助成申請の申請者の名称と同一のあて名のあるもののみ有効)、発行者の住所・氏名、金額、内容、日付等の記入漏れがないようご注意ください。</p> <p>※ 補助事業者が他の事業を併せて行っている場合には、それと明確に区分した収入、支出が分かるような会計処理が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助期間終了後5年間、年1回兵庫県が別途定める様式に従って、事業状況報告書を提出していただきます。 ・ 補助金の支払いは原則精算払いですが、補助団体の財政状況等によっては、概算払いも可能です。ただし、最終的には、実績に基づいて補助金額を精算します。 <p>※ 補助金の概算払いを希望する場合は、補助金の交付決定後に随時対応します。ただし、概算払いの対象とするものは支出額の確定しているもののみとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な補助金の執行があった場合には、交付した補助金の全額又はその一部を返還していただき、併せて違約金もお支払いいただきます。 ・ 補助期間内において、補助団体が補助事業を断念又は中止せざるを得ない状況になった場合は、速やかに届け出いただき、補助金の精算を行っていただきます。
------------------	---

スケジュール	<p>【事業の流れ】※あくまでも予定ですので前後することがあります。</p> <p>◇申請書提出期限 平成29年5月31日(水)必着</p> <p>↓</p> <p>◇一次審査通過団体の決定 平成29年6月下旬～7月上旬頃</p> <p>↓</p> <p>◇ヒアリング審査 平成29年7月中旬～7月下旬頃</p> <p>↓</p> <p>◇補助認定団体の決定 平成29年8月上旬頃 ※ 結果にかかわらず、応募団体には通知いたします。</p> <p>↓</p> <p>◇補助金の交付申請 ※ 補助金交付申請書及び事業計画書等を提出していただきます。</p> <p>↓</p> <p>◇補助金の交付決定 ※ 補助金交付申請書に基づき、内容審査のうえ、補助金の交付を決定します。提出書類等に不備があった場合は遅れることもあります。</p> <p>↓</p> <p>◇補助金の概算払い(補助金の交付決定後) ※ 補助団体の財政状況等によっては、申し出があった場合に、要請書、請求書及び必要書類等を提出していただき概算払いをすることも可能です。</p> <p>↓</p> <p>◇補助金の実績報告及び現地・現物確認(提出期限:平成30年4月10日(火)まで) ※ 補助金の実績報告書を提出していただきます。併せて、補助対象物件や証拠書類の確認をさせていただきます。(現地・現物確認は補助団体と協議の上、実績報告書提出前に行うことがあります。)</p> <p>↓</p> <p>◇補助金の請求及び交付 平成30年5月頃</p>
生きがいごとサポートセンターについて	<p>生きがいごとサポートセンターでは、県の補助を受け、高齢者コミュニティ・ビジネスなどのコミュニティ・ビジネス等の起業・就業・事業運営に関する相談事業や情報提供など、コミュニティ・ビジネスを応援する各種事業を行っておりますので、是非ご活用ください。</p> <p>※ 生きがいごとサポートセンターの連絡先については、募集チラシ裏面及び兵庫県ホームページをご参照ください。</p> <p>ホームページ : https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr04/ie09_000000030.html</p>
問い合わせ先	<p>〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県産業労働部政策労働局しごと支援課 TEL:078-362-9183 FAX:078-362-9473</p>